

不服申立て事案答申第 294 号

不服申立て事案諮問第 345 号

件名：苦情に対する決裁書の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県公安委員会（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）の開示請求について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 7 年 3 月 24 日付けで行った保有個人情報開示請求に対し、処分庁が同年 4 月 4 日付けで行った不開示決定について、該当する文書が存在するため開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 保有個人情報開示請求の受理

令和 7 年 3 月 24 日、審査請求人は愛知県警察本部において、保有個人情報開示請求書（以下「本件開示請求」という。）を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

当該請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄は、私が令和 3 年 7 月と 11 月に公安委員会宛に苦情を申立てたことで作成された決裁文書

（請求日現在公安委員会で保管するもの）

と記載されていた。

(イ) 開示請求に係る保有個人情報の調査

審査請求人が本件開示請求で開示を求めた保有個人情報は、審査請

求人が令和３年７月及び１１月に処分庁に対して苦情を申し立てたことで作成された決裁文書（以下「本件保有個人情報」という。）である。

令和３年当時、本件保有個人情報は、「公安委員会宛苦情」という名称の標準行政文書ファイルに保存されていたが、同行政文書ファイルの保存期間は１年（保存期限は令和４年１２月３１日まで）であり、本件開示請求の時点では、既に審査請求人に係る公安委員会宛苦情の処理を終了し、保存期間を満了して廃棄されており、存在しないことを確認した。

（ウ）本件処分

処分庁は、本件保有個人情報は保有していないため、法第８２条第２項の規定に基づき、開示をしない旨の決定をし、保有個人情報不開示決定通知書により審査請求人に通知した。

イ 本件処分の理由

法第８２条第２項においては、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときには、「開示請求に係る保有個人情報を保有しないときを含む」と規定されている。

本件保有個人情報については、既に保存期間を満了して廃棄されており、存在しないため、保有していないものである。

よって、本件処分は、不存在のため不開示としたものであり、法の規定に基づく適正な処分である。

（２）審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、「不開示とした処分の取消しを求める」旨主張している。

しかしながら、上述のとおり、本件保有個人情報は既に廃棄され、存在しないことから審査請求人の主張は失当である。

（３）結語

以上のとおり、本件処分は法の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

４ 審議会の判断

（１）本件請求対象保有個人情報について

本件請求対象保有個人情報は、審査請求人が令和３年７月及び１１月に処分庁に対して苦情を申し立てたことで作成された決裁文書である。

（２）本件請求対象保有個人情報の存否について

処分庁によれば、令和３年当時、本件保有個人情報は、「公安委員会宛苦

情」という名称の標準行政文書ファイルに保存されていたが、同行政文書ファイルの保存期間は1年（保存期限は令和4年12月31日まで）であり、本件開示請求の時点では、既に審査請求人に係る公安委員会宛苦情の処理を終了し、保存期間を満了して廃棄されており、存在しないことを確認したとのことである。

そこで、当審議会において処分庁から提出された行政文書分類基準表を確認したところ、同基準表において「公安委員会宛苦情」の保存期間は1年であることが認められた。

また、当審議会において処分庁から提出された公安委員会行政文書管理規程（平成13年3月30日愛知県公安委員会規程第3号。以下「規程」という。）を確認したところ、本件請求対象保有個人情報規程第4条第1項第3号の「公安委員会又は公安委員会の委員長若しくは委員宛の苦情、要望等及びその処理に関する行政文書」にあたり、規程第12条第3号において、同号に規定する行政文書の保存期間は1年と定められていることが認められた。

これらを踏まえ当審議会で検討したところ、本件請求対象保有個人情報は保存期間を満了して廃棄されており、存在しないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

私が令和3年7月と11月に公安委員会宛に苦情を申立てたことで作成された
決裁文書

（請求日現在公安委員会で保管するもの）

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
7. 5. 28	諮問（弁明書の写しを添付）
8. 1. 26 (第 257 回審議会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
8. 2. 24 (第 258 回審議会)	審議
8. 3. 24	答申